

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

探偵社 (株)MR に対して差止請求訴訟を提起しました

2012年10月19日、企業信用調査、個人信用調査を目的とする事業者である『株式会社MR』（本社：東京都豊島区）に対する差止請求訴訟を東京地方裁判所民事部に提起しました。差止請求訴訟は なくす会として3件目となります。



差止の対象とした条項

調査委任契約書及び重要事項説明書の解約に関する条項

調査委任契約後の解約手数料に関し、解約の申入れが調査着手前であった場合は、調査料金の8%、調査着手後の場合はそれまで稼働した調査料金に加えて調査料金の20%を消費者に負担させる条項。

【問題とする理由】

- 着手前にも様々な段階があり、一律に調査料金の8%の解約手数料を課す事は、事業者が被る「平均的損害」を超える負担を消費者に強いるものであり、消費者契約法第9条1号により無効
- 着手後の解約料については、委任された業務の進行状況によって決まっていくものであり、それまで稼働した調査料金に加えて、一律に調査料金の20%の解約手数料を課す事は、平均的損害を超える負担を消費者に強いるものであり消費者契約法第9条1号により無効

調査期間中は原則として調査に関する報告をしないことを定める条項

【問題とする理由】

- 民法645条では委任者の請求があればいつでも処理の状況を報告する義務を負うと定めており、信義則に照らして消費者の権利を不当に制限する条項であることから消費者契約法第10条により無効



差止請求訴訟までの経過

- *2011年3月、解約料の算出根拠等を問合せたところ、契約書の内容は変更しているとの回答があったため、変更後の契約書及び約款の内容について検討しました。変更後の契約書の不明点、疑問点について数度に渡り問合せをしてきましたが、“付け加える点はない”との回答のみで、当該事業者の対応に改善が見られないことから、2012年6月に消費者契約法第41条に基づく差止請求書兼申入書を送付しました。期限を過ぎても当該事業者から何ら応答がなかったため、2012年10月19日、差止請求訴訟を提起しました。
- *当該事業者に関しては、国民生活センターや県消費生活支援センターへ「契約するかどうか迷ったが、説得されて夕方に契約した。高額なため翌朝解約を申し出たところ、解約手数料8%を請求された」など勧誘や契約、解約などに関する被害相談が多く寄せられています。

平成24年度(2012年)埼玉県市町村 消費者行政ランキング

埼玉県内 63 市町村へ『市町村における消費生活関連事業調査』を実施。その調査結果をもとに、独自の指標で作成しました。 ●一人当たりの消費者行政予算額、●一般会計予算に対する消費者行政関連予算の割合、●週相談日 それぞれをポイント化し、ランキングを作成しました。

I 全体概況

1. 平成 24 年度（2012 年度）の消費者行政概況

- ① 一人当たりの一般会計予算額 294 千円（前年 295 千円）
- ② 一人当たりの消費者行政予算額 54.0 円 （前年 58.5 円）
- ③ 一人当たりの自主財源額（消費者行政予算から活性化基金を除いた額）
36.3 円 （前年 37.1 円）
- ④ 一般会計予算に占める消費者行政予算の割合 0.0183% （前年 0.0198%）
- ⑤ 消費者行政予算総額の内、活性化基金総額 1 億 2,882 万円（前年比 82.3%）
（活性化基金を除いた自主財源総額 2 億 6,307 万円（前年比 97.6%））
- ⑥ 消費生活相談窓口開設日 週 4 日以上開設 47 自治体（前年 48）

2. 平成 24 年度（2012 年度）消費者行政における市町村格差

	最高	最少
一人当たり消費者行政予算額	230.3 円	10.0 円
一般会計予算に占める消費者行政予算割合	0.0501%	0.0029%
消費生活相談窓口開設日	週 7 日	月 2 回

3. 消費者行政予算の比較（前年度差、平成 19 年度（2007 年）差）

	前年度（2011）差	平成 19 年度（2007）差
一人当たり消費者行政予算額	▲4.5 円	15.5 円増
一般会計予算に占める消費者行政予算の割合	▲0.0016%	0.0039%増
消費者行政予算総額	▲3,260 万円	1 億 1,684 万円増
消費生活相談窓口（センター含む）設置数	全市町村に設置	65/70 市町村に設置

II 消費者行政予算総合ランキング

- 1 位 狭山市 2 位 和光市 3 位 八潮市 4 位 鶴ヶ島市 5 位 新座市
6 位 秩父市 7 位 ふじみ野市 8 位 ときがわ町 9 位 戸田市 10 位 朝霞市

III 消費者行政の充実が求められる市（町村は除く）＊数値化されない施策等は反映されていません

春日部市 本庄市 深谷市 坂戸市 吉川市 羽生市 川口市 久喜市 東松山市 熊谷市

IV 各項目のランキング

1. 人口一人当たりの消費者行政予算額 トップ 10 （単位：円）

- ①ときがわ町 230.3 ②東秩父村 175.6 ③嵐山町 136.8 ④狭山市 129.6 ⑤八潮市 114.7
⑥和光市 114.6 ⑦秩父市 101.6 ⑧鶴ヶ島市 92.6 ⑨寄居町 91.8 ⑩戸田市 89.1

2. 一般会計予算に占める消費者行政予算の割合 トップ 5 （単位：％）

- ①ときがわ町 0.0501 ②狭山市 0.0485 ③嵐山町 0.0446 ④和光市 0.0418 ⑤八潮市 0.0358

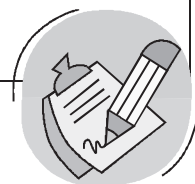
3. 消費生活相談窓口開設が週 3 日以下の市町村

本庄市 美里町 神川町 三芳町 小川町 伊奈町 越生町 上里町 宮代町 杉戸町
毛呂山町 滑川町 川島町 鳩山町 東秩父村 吉見町

※ ただし、宮代町・杉戸町は共同でセンター設置（両市合わせると週 4 日）

申入れ活動報告(2012年4月～10月)

種別	対象事業者	経過	概要	活動の成果、現状など
訴訟	(株)MR (探偵事業者)	2012.6.7 差止請求兼 申入れ 2012.10.19 訴訟提起	調査委任契約書における契約解除の定め、及び重要事項説明書における契約の解除に関する事項の一部条項の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めた差止請求書兼申入書を送付しました。	文書での回答がなかったため、訴訟を提起しました。
訴訟 ↓ 和解	(株)渡辺住研	2012.4.27 訴訟提起 2012.9.6 和解成立	不動産賃貸業を目的とする被告の定めている入居者規約及び賃貸借重要事項説明書の契約期間2年未満の短期解約について定めた条項ほか、消費者契約法に違反する条項について、差止請求訴訟を提起しました	第1回弁論期日において、和解が成立しました。
申入れ	熊谷 美容外科	2012.4.25 申入れ	新聞折込広告の表示において、景品表示法に違反すると考えられることから、使用中止を含む改善の申入れ書を送付しました。	美容整形広告表示の中止改善申入れについて、改善するよう対応するとの回答。広告について引き続き注視しています。
申入れ	(株)全国メンタルケアセンター	2012.4.27 申入れ兼 問合せ	受診及び医療保護入院支援同意書・契約書における不当条項に対し改善を要望する申入書兼問合せ書面を送付しました。	申入れの対象となった契約書は使用していないとの回答。現在使用している契約書の送付を求めています。対応する意思がないとの連絡がありました。
申入れ	住宅管理 事業者	2012.11.1 申入れ	賃貸借契約書の規約に消費者契約法に違反する不当条項が含まれていることから、条項の使用停止もしくは修正を求めての申入書を送付しました。	
問合せ	互助会	2012.11.1	解約手数料に関して被害相談が多いことから契約約款の条項について「問合せ」を行なったところ、使用している契約書は(社)全日本冠婚葬祭互助会協会のモデル約款に依拠しており、適正と認識しているという回答がありました。	不当と思われる条項の規定理由などの回答を求め再度問合せを行なっています。
問合せ	大学学生寮	2012.9.27	大学寮の入館契約書の不当条項と見られる点について問合せを行っています。	
その他	ゲームサイト・ ネットコンテ ツ事業者		インターネット関連の情報提供が増えてきていることから、チームを立ち上げ検討を進めています。	



活動委員会報告

フィットネス事業者の広告表示

表示改善要望に応じて改善された広告について、さらに問題と思う点について再度改善の要望を行なっています。

通信販売事業者

数種類の商品の広告を調査し、改善要望のポイントを絞り込み協議しています。

この間の会議

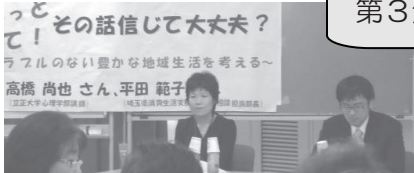
運営促進会議(検討委員会)10/25 第3回活動委員会 10/5

第48回埼玉県消費者大会が開催されました！

大会スローガン『つながろう、ふみだそう、持続可能な社会にむけて』

10月12日に開催された第48回埼玉県消費者大会には、約750人の参加がありました。全体会では基調報告、「埼玉県への要請書」の確認、NPO法人気候ネットワーク代表・弁護士の浅岡美恵さんによる記念講演があり、大会アピールが採択されました。

午後の分科会では5つのテーマに分かれて学びました。なくす会は実行委員会団体として参加、第3分科会（消費者問題）を担当しました。



第3分科会報告

「ちょっと待て！その話、信じて大丈夫？
～トラブルのない豊かな地域社会を考える～」

助言者：高橋 尚也 氏（立正大学心理学部専任講師）
平田 範子 氏（県消費生活支援センター相談担当部長）

【『騙そうとしている方がスキルは上』『白雪姫』から学ぶ】

白雪姫は、①名乗らず（氏名等不明示）②継母が再度訪問（再勧誘の禁止）③毒入りのりんご（重要事項の不告知）の悪質業者の訪問を受けました。この時の正しい対応は、余計な事は言わず“いらない”と言うこと。『“いい人”にならない』『きっぱり断る』『周囲で見守りをする』ことが大切。口約束でも契約と見なされるので注意！

【『誰でも騙される！』トラブルに使われるテクニックを知ろう】

テクニック① 推奨された行動を取らないと恐ろしい結果を招くと脅かす（例）ご主人が痴漢⇒やっと思
談に応じた⇒大金用意できない⇒失職しますよ⇒恐怖に耐えかねて応じてしまう

テクニック② 過大な要求をしてから本当の要求（例）パソコン購入の際、+5万円で5年保証は？⇒高
いから要らない⇒では、+3万円で3年保証では？⇒受入れやすい → ここには、譲歩されるとお返し
をしたくなる心理が働いています。

人は“あいまいな状況”に強い不安を感じ、あいまいさ耐性がない人は、早く解決したいと思い即座に判断
してしまう傾向があります。ストレスやあいまいな状況に強くなること、人づきあいを広くすること、新し
い知識・情報を得ること、自分の弱点をつかむことなどが大切です。

加入・寄附のお願い

なくす会は会員の皆様からの会費、寄附金により運営しています。

各委員の活動は基本的にはボランティアで行っており、さらに消費者被害の拡大防止のため
に差止請求訴訟を行なう場合の費用なども賄わなければなりません。

なくす会の活動を持続的に進めていくために、より多くの皆さんに会員となっただき、
財政基盤を強化していきたいと思っています。是非、個人や団体の方をご紹介ください！

また、会員加入以外にも、寄附金による支援もお願いしています。

詳しくは、なくす会事務局までお問い合わせください。

* 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆ 埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） Tel 048-261-0999

◆ 全国共通 消費者ホットライン Tel 0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）

* 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、
被害の状況などを「なくす会」までお寄せください！

Tel 048-844-8971 Fax 048-844-8973 メール nakusukai.01@saitama-k.com